

[事案 30-241] 契約内容遡及変更請求

・令和元年5月14日 裁定終了

<事案の概要>

申込みをした個人年金保険の保険料払込期間・保険期間が変更されていたとして、保険料払込期間・保険期間の復元を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成6年に申込みをした個人年金保険の保険料払込期間は60歳まで、保険期間は70歳までであったが、平成26年頃、保険料払込期間は65歳まで、保険期間は75歳までになっていることに気付いた。以下の理由により、保険料払込期間および保険期間を当初の申込通りに復元してほしい。

(1)約款で示された以下の内容が、保険会社の回答と矛盾している。

- ①自分は35歳で契約しており、約款によると平成30年は年金支払開始年齢60歳、経過年数24年と読み取れる。年金支払開始年齢65歳のケースでは、契約年齢35歳、経過年数24年の条件に該当する項目がない。
- ②平成30年4月に届いた契約内容のお知らせに印字している解約時受取額は529万5,245円であるが、約款によると解約返戻金額は77万2,270円×9=695万430円の算出となり、大きく相違する。
- ③平成17年10月の特約解約に伴う支払明細書には、解約返戻金の14万5,900円を積立金として取り扱う旨が示されているが、約款によると、医療特約に係る解約返戻金が発生する条件は、主契約の解約または消滅の時である。

(2)平成6年の申込書の写しの印字について、保険期間の75歳および保険料払込期間の65歳の年齢箇所の文字サイズが他の数字と比べると大きく、印鑑の形状については実物と異なり変形しており違和感を覚える。

<保険会社の主張>

本契約の保険料払込期間および保険期間は当初から変わっておらず、また、当社において、特約の解約手続時に、主契約に関するこれらの期間を変更したこともないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張する内容の契約がなされていたとは認められず、その後契約条件が変更されたとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。